

新法紹介

- 1 国務院による経営環境革新試験業務の展開に関する意見
- 2 原薬分野における独占禁止に関するガイドライン
- 3 特許法質権設定登記弁法
- 4 中華人民共和國税関「地域的な包括的経済連携協定」に基づく輸出入貨物原産地管理弁法
- 5 上海市データ条例

1 国務院による経営環境革新試験業務の展開に関する意見

国務院は、11月25日、事業者のニーズに注目し、市場化・法治化・国際化された一流の経営環境の作出を目指すために、北京、上海、重慶、杭州、広州及び深センの6都市において、経営環境の革新に関する試験措置を打ち出した。当該意見によれば、区域分割及び地方保護等の不合理な制限の撤廃を進め、より開放的・透明的・規範的・効率的な事業者の参入及び撤退に関するメカニズムを整備し、投資・建設の利便性を持続的に高め、事業者のイノベーション・発展を支持し、クロスボーダー貿易の円滑化を持続的向上させ、外商投資及び国際人材サービス管理の最適化を図るなどの項目が、重点的任務として挙げられている。

URL : http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-11/25/content_5653257.htm

(国務院2021年10月31日制定、同年11月25日公布)

2 原薬分野における独占禁止に関するガイドライン

国務院独占禁止委員会は、自動車業界及びインターネットプラットフォーム業界に続き、3つ目の業界である原薬分野に対する独占ガイドラインとして、11月15日に「原薬分野における独占禁止に関するガイドライン」を公表した。本ガイドラインは、全6章29条からなり、総則、独占合意、市場支配的地位の濫用、事業者結合、行政権限の濫用による競争の排除・制限、付則等の内容を含んでいる。本ガイドラインは、原薬の関連市場の画定に関し、関連市場を商品関連市場及び地域関連市場に分け、それぞれの分析の方法を明確化した。また、原薬製造者と競争者の間で、共同で原薬の生産、仕入れ、販売及び入札等の合意、また原薬の不製造、不販売の合意を、水平独占合意として列挙して禁止し、原薬の経営者によるハブアンドスポーク型の合意に対する制限も明確にしている。顧客制限及び地域制限等の垂直独占合意に対する制限も強化した。なお、原薬分野の市場支配的地位の認定や主な濫用行為も本ガイドラインにて細分化された。

URL : https://www.samr.gov.cn/xw/zj/202111/t20211118_336985.html

(国務院独占禁止委員会2021年11月15日制定・公布・施行)

3 特許法質権設定登記弁法

本弁法は、国家知的財産権局より11月15日に公表され、2010年成立した以降、11年ぶりの改正を迎えた。本弁法によれば、特許権に質権を設定する場合、質権者と質権設定者は単独な質権設定契約か、主契約における担保条項等、書面による合意を締結した上、共同して国家知的財産局に質権設定登記を行わなければならない。設定登記をもって特許権質権が成立するとされている。また、今回の改正によれば、①誓約方式により質権設定登記手続を行うことを推進すること、②対象となる特許権についての無効宣告手続の申立等、登記を認めない事項を減らしたこと、③登記(設定、変更、抹消)の審査期限を5営業日(オンライン申込は2営業日)に短縮すること、④オンライン登記、当局による期限満了前の通知等、登記にかかるサービスを最適化することが含まれる。

URL : https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/11/16/art_74_171449.html

(国家知的財産局2021年11月15日制定・公布・施行)

4 中華人民共和國税関「地域的な包括的経済連携協定」に基づく輸出入貨物原産地管理弁法

本弁法は、11月23日に「税関総署第255号令」として公表された。本弁法は、中国と「地域的な包括的経済連携協定(以下は「RCEP」という。)」のその他の締約国との間の取引において、RCEPに基づく輸出入貨物の原産地に対する管理に適用される。RCEPに基づく原産の資格を有する原産貨物として認定されるのは、①ある締約国において完全に取得・製造したこと、②ある締約国において完全に原産材料を使用し製造したこと、③ある締約国において原産材料を使用したか、製品の特定の原産地規則に定める税則分類の変更、区域価値成分、製造加工工程又はその他の要求に合致していることのいずれかに該当しなければならない。また本弁法によれば、原産資格を有する輸入貨物は、その原産国(地区)に応じて、相応の税率を適用することができる。とされている。

URL : <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/4020557/index.html>

(税関総署2021年11月23日制定・公布、翌年1月1日施行)

5 上海市データ条例

本条例は全10章91条からなっており、データ発展及び管理体制、データに関わる権益の保障、公共データの定義と管理、データ要素市場、データ安全の保護等の内容が含まれ、①法に基づき自然人がその個人情報に関して有する人格的権益を保護すること、②法に基づき自然人、法人、非法人組織がデータ処理活動において形成した

法的又は約定された財産的権益を保護すること、及び③デジタル経済発展においてデータイノベーション活動によって取得した合法的な財産的権益等を保護することを目的として立法された。

URL : http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-10/26/content_5644953.htm

(上海市人民代表大会常務委員会2021年11月25日制定・公布、翌年1月1日施行)

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス : info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。